

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

法基通9-4-1の子会社等に対する債権放棄



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

法人税法基本通達9-4-1では、法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等（損失負担等）をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を蒙ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとするとしてされています。また、子会社等には、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれるとされています。

今回は、上記通達が争点となった事例をご紹介します。

I. 事業譲渡に伴って行われた子会社に対する債権放棄

平29. 1. 19東京地裁（Z267-12962）
（棄却）
平29. 7. 26東京高裁（Z267-13038）
（棄却）（確定）

1. 事案の概要

本件は、A社（原告、控訴人）が、財務改善計画（本件計画）の一環として、子会社2社（B社とC社）の事業を同じグループ会社であるE社に譲渡するのに伴い、A社が子会社2社に対して有する貸付金等債権の全額を放棄したことについて、本件債権放棄額は子会社2社に対する寄附金に該当するとして更正処分を受けた事案です。

2. 裁判所の判断

本件子会社2社の資産状況や支払能力等の債務者側の事情に照らし、直ちに本件債権放棄に係る債権の全額が回収不能であったとはいえないというべきである。

A社の主張に係るその余の点（子会社2社に係る債務超過の状態が相当期間継続しているか否か）について判断するまでもなく、本件債権放棄額については、基本通達9-6-1（4）の適用を受けるものではない。

本件子会社2社は、売上高や売上総利益等の推移のほか、当該借入金の全部又は大半に係る債権者がA社及び同じグループ会社であったこと、A社から提案されそのメインバンクであるJ銀行により承認された本件計画における諸費用削減等の諸施策による財務及び収益の改善等の見通しに加え、本件貸付金等債権については上記の改善が見込まれる収益の中から将来的に一定の範囲で回収される可能性が想定されたものといえること等に照らすと、本件債権放棄の当時、所論のように倒産の危機に瀕した状況に至っていたとはいえないとみるのが相当である。

また、本件債権放棄は、J銀行からの要請を受けたものではなく、本件計画書上も明記されていないなど、A社における財務及び収益の改善の計画において必要不可欠のものであったとはいえない。そして、本件事業譲渡の当事者がいずれもA社の子会社であること等に鑑みれば、A社は、本件事業譲渡の内容や条件について主体的かつ自由に判断することのできる立場にあったものといえ、他に本件子会社2社の整理に当たって本件貸付金等債権を処理しなければ両社の従業員の再雇用を余儀なくされて人件費の増大等より大きな損失が生ずるといった事情もあがかわれないことからすれば、本件債権放棄は、当時の状況の下で経済的合理性の観点から特段の必要性があったとは認め難く、同通達9-4-1にいうやむを得ずこれをするに至ったなどの相当な理由があったとはいえない。

II. 中国子会社に対する債権放棄

平28. 4. 14公表裁判（J103-3-11）
（一部取消し）

1. 事案の概要

本件は、中国子会社を清算する際に行った債権放棄について判断された事例です。

本件子会社は、中国d省e市委員会から、都市開発を理由に工場の土地建物を明け渡すよう求める旨の通知を受けたことから事業を終了することとなり、本件子会社を破産させると、中国での請求人に対する信用を失い、関連会社を通じての事業継続が難しくなる

との理由から、請求人は、破産を申し立てることなく、債務超過分については、請求人が本件子会社に対して有する債権を放棄することによって本件子会社を清算することとしていました。

原処分庁は、請求人が「放棄債権声明文」と題する書面（本件声明文）を子会社に対して交付した後に、子会社から、売掛債権の一部や現金を受領していたこと等から、請求人が、本件声明文により、本件売掛債権を放棄したとは認められないと主張していました。

2. 裁判所の判断

本件売掛債権の放棄に至る経緯等からすれば、請求人は、本件子会社を破産させることなく清算する必要から、売掛債権の全額を放棄したと認めるのが自然であり、本件売掛債権の放棄は、請求人の真意に基づくものといえる。

したがって、本件声明文の交付をもって、請求人は、本件売掛債権を有効に放棄したと認められる。

本件子会社は、本件売掛債権の放棄の直近の各会計期間の末日において、債務超過ではなかった。（中略）本件では、本件売掛債権の放棄時において、本件子会社が経営危機に陥っていたとはいえず、また、本件子会社の事業継続が可能であったにもかかわらず、同社の清算決定が行われたのは、請求人の経営判断によるものであり、請求人が本件子会社の清算に伴う損失負担を行う相当の理由も認められないので、本件売掛債権の放棄に経済合理性が存するということができないから、基本通達9-4-1は適用されない。

また、本件では、本件子会社の債務超過が相当期間継続した事実はなく、基本通達9-6-1の（4）も適用されない。したがって、本件売掛債権の放棄に係る損失の額は、法人税法上の寄附金の額に該当する。

III. 特約店に対する売掛金の減額

平11. 6. 30公表裁判（J57-3-24）
（一部取消し）

1. 事案の概要

本件は、石油製品卸売業を営む請求

人が不採算又は後継者難の本件特約店（石油スタンド）に対し、売掛金の減額処理を行ったことが、寄附金に該当するか否かが争点となった事例です。

請求人は、請求人の将来の損失をできるだけ少なくするための自己防衛策として、不採算スタンド、事業後継者難等で生き残る見込みのない特約店については、廃業等を積極的に要請し、廃業等に伴う整理に必要な資金を支援することは、経営改善策の一方策であり、事業遂行上、真にやむを得ない費用であると主張しました。

2. 裁判所の判断

請求人が将来の石油業界の経済環境等を踏まえ、本件特約店側の経営事情というより、請求人における総合的経営戦略として、不採算特約店に対しては、廃業等を積極的に誘導し、廃業等の条件が合意に達した本件特約店については、廃業資金、経営改善資金として支援したことは、むしろ、現状打開策の一環として、経営遂行上、真にやむを得ない費用であり、客観的にみて経済的合理性を有し、社会通念上も妥当視される処理と認められる。

請求人は、支援の方法として売掛金の減額処理の方法を採ったもので、実質的には債権放棄と認められ、その債権放棄をするに至ったことについては、債権放棄をしなければ、今後より大きな損失を蒙ることが予想され、債権放棄したことによって請求人にメリットがあると判断できる。

本件売掛金の減額処理は、請求人自らの経営改善策の一方策であり、事業遂行上、真にやむを得ない費用であり、寄附金には該当しない。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合は、「寄附金」、「法基通9-4-1」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

会計事務所向けシステムなら

MJS

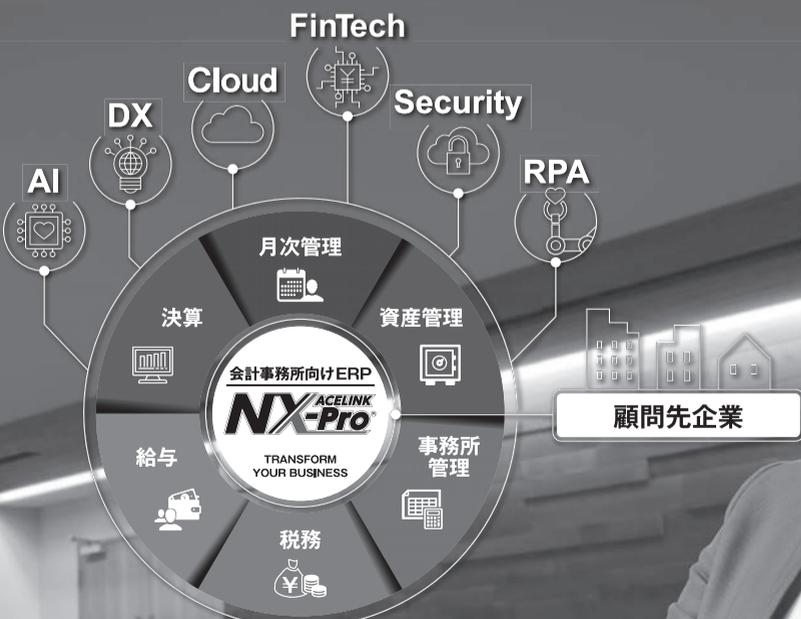
ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業の関係をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー
株式会社ミロク情報サービス
東証第一部上場(証券コード:9928)



MJS
イメージキャラクター
菊川 伶